

その他

令和2年度 保安統括者（鉱業権者）会議資料

参 考 資 料 編

令和2年4月22日

中国四国産業保安監督部四国支部 鉱山保安課

目 次

1. 災害、事故及び鉱害等並びに台風、大雨及び地震時等の報告について・・・・・・・・・・ 1
2. 災害月報の記載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
3. 鉱山労働者となる請負作業について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4. 休閉山時の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

1. 災害、事故及び鉱害等並びに台風、大雨及び地震時等の報告について

(1) 災害、事故、鉱害等の報告について

鉱山において災害・事故及び鉱害等が発生した場合、鉱山保安法第41条（鉱山保安法施行規則第45条及び第46条）に規定する災害、事故、鉱害その他の事象以外のものであっても、保安監督上迅速かつ適切な措置が必要なものもあるので、下記に該当するものについては、速やかにその概要を報告するとともに、災害、鉱害、事故等があった日から30日以内に、状況及び講じた措置等について、鉱山保安法施行規則様式第7に準じて報告してください。

記

(災害・事故等)

- ①露天掘採場において、危険のおそれが多い大規模な崩壊が発生し、又はその兆候を発見したとき
- ②巻揚装置のロープの切断、チェーン、ピン等連結金具の切断及び車両の逸走事故が発生したとき
- ③ボイラー、コンプレッサー、高圧ガス貯蔵所又は高圧ガス製造設備が破裂し、又は高圧ガス等が爆発したとき

(鉱害等)

- ①鉱害に関する地域住民、地方公共団体等からの申し入れ（改善指示等を含む。）又は苦情があったとき
- ②鉱害問題等の報道があったとき

(2) 台風、大雨、地震時等の報告について

社会的に大きな影響を与えると判断される台風、大雨又は地震等が発生したときには、鉱山施設の被害の有無にかかわらず、その状況を電話等により速やかに報告してください。

判断の目安は、台風、大雨は「警報」が発令されたとき、地震は「震度5弱」以上のときとします。ただし、それ以外のときでも、被害があれば速やかに報告してください。

(3) 災害、事故、鉱害等発生時の急報先について

勤務時間内

中国四国産業保安監督部四国支部 鉱山保安課
電話：直通 <u>087-811-8591~8593</u>
FAX： <u>087-811-8596</u>

勤務時間外（出勤前、退庁後、土曜日、日曜日、祝日及び休日）

順位 1	鉱山保安課長 内田	080-5471-7265
順位 2	統括鉱務監督官 藤原	080-5471-7266

(参考)

法規に基づく産業保安監督部長への報告事項

鉱山保安法

第41条第1項

鉱業権者は、重大な災害として経済産業省令で定めるものが発生したときは、経済産業省令の定めるところにより、直ちに、災害の状況その他の経済産業省令で定める事項を産業保安監督部長に報告しなければならない。

鉱山保安法施行規則

第45条

法第41条第1項の経済産業省令で定める重大な災害は、次に掲げるものとする。

2 法第41条第1項の経済産業省令で定める事項は、災害の状況とする。

第45条第1項の経済産業省令で定める重大な災害	報告の時期	報告事項
② 死者又は4週間以上の休業見込みの負傷者が生じた災害	直ちに	災害の状況
② 3日以上休業見込みの負傷者が同時に5人以上生じた災害		

鉱山保安法

第41条第2項

鉱業権者は、前項に定めるもののほか、経済産業省令で定める時期に、経済産業省令の定めるところにより、災害その他の保安に関する事項であつて経済産業省令で定めるものを産業保安監督部長に報告しなければならない。

鉱山保安法施行規則

第46条第1項

法第41条第2項の規定による報告は、次の表の上(左)欄に掲げる災害、事故その他の事象が発生したときに、それぞれ同表の中欄に掲げる時期に、同表の下(右)欄に掲げる項目について行うものとする。

災害、事故その他の事象	時 期	項 目
一 第45条第1項各号の災害が発生したとき	災害の発生した日から 30日以内	様式第七による
二 3日以上休業見込みの負傷者が生じた災害（第45条第1項各号の災害を除く。）が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	災害の発生した日から 30日以内	様式第七による
三 火災、ガス若しくは炭じんの爆発、ガス突出、山はね、自然発火又は有害ガスの湧出による災害が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	災害の発生した日から 30日以内	様式第七による
四 水害、風害、雪害、震災その他の自然災害が発生したとき	災害の発生後速やかに	災害の状況
	災害の発生した日から 30日以内	様式第七による
五 火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	事故の発生した日から 30日以内	様式第七による
六 パイプラインに係る災害又は鉱害が発生したとき	災害又は鉱害の発生後速やかに	災害又は鉱害の状況
	災害又は鉱害の発生した日から 30日以内	災害又は鉱害の状況及び講じた措置の詳細
七 鉱業廃棄物の埋立場に係る事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	事故の発生した日から 30日以内	事故の状況及び講じた措置の詳細
八 捨石、鉱さい又は沈殿物の集積場に係る事故が発生したとき	事故の発生後速やかに	事故の状況
	事故の発生した日から 30日以内	事故の状況及び講じた措置の詳細
九 鉱煙発生施設から第20条第2号又は第3号の基準に適合しない鉱煙を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	排出の発生した日から 30日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
九の二 水銀排出施設から大気汚染防止法第18条の22の排出基準（以下この号において単に「排出基準」という。）に適合しない水銀等を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	大気汚染防止法施行規則第16号の12第3号の再測定（以下この号において単に「再測定」という。）の実施後速やかに	排出状況
	再測定を実施した日から30日以内（大気汚染防止法施行規則第16条の12第4号の測定結果が、排出基準に適合しない場合に限る）	排出の状況及び講じた措置の詳細

十 揮発性有機化合物排出施設から第20条の2第2号の排出基準に適合しない揮発性有機化合物を大気中に排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	排出の発生した日から30日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
十一 ダイオキシン類発生施設から第22条第2号の排出基準に適合しない排出ガス又は排出水を排出したとき	排出後速やかに	排出の状況
	排出の発生した日から30日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
十二 粉じん（石綿粉じんを含む。以下同じ。）を発生し若しくは飛散する施設又は粉じん処理施設において、粉じんによる鉱害を発生したとき	災害の発生後速やかに	鉱害の状況
	災害の発生した日から30日以内	鉱害の状況及び講じた措置の詳細
十三 第19条第2号の排水基準に適合しない坑水若しくは廃水を排出したとき、同条第7号に規定する要件に該当する坑水若しくは廃水が地下に浸透したとき、坑水若しくは廃水が浸透する土壌が同条第8号の基準に適合しない状態（以下この号において「不適合」という。）のとき又は同条第10号に規定する有害物質若しくは指定物質を含む坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透若しくは油の排出若しくは地下の浸透により鉱害を発生し、若しくは発生するおそれがあるとき	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合の発生又は鉱害の発生若しくは発生のおそれがあった後速やかに	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合又は鉱害若しくはそのおそれの状況
	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合の発生又は鉱害の発生若しくは発生のおそれがあった日から30日以内	坑水若しくは廃水の排出若しくは地下への浸透、不適合又は鉱害若しくはそのおそれの状況及び講じた措置の詳細
十四 海洋施設から第24条第4号に規定する基準に適合しない油若しくは第5号に規定する有害液体物質若しくはこれらを含む混合物を大量に排出し、又は排出するおそれがあるとき	排出又は排出するおそれがあった後速やかに	排出又はそのおそれの状況
	排出の発生した日又は排出のおそれがあった日から30日以内	排出の状況及び講じた措置の詳細
十五 毒物及び劇物等が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、又は地下にしみ込んだ場合において、毒物及び劇物等による鉱害が発生したとき	鉱害の発生後速やかに	鉱害の状況
	鉱害の発生した日から30日以内	鉱害の状況及び講じた措置の詳細

十六 騒音発生施設を設置する鉱山において、騒音規制法第4条第1項又は第2項の規制基準に適合しない騒音を発生したとき	騒音発生後速やかに	騒音発生の状況
	騒音の発生した日から30日以内	騒音発生の状況及び講じた措置の詳細
十七 振動発生施設を設置する鉱山において、振動規制法第4条第1項又は第2項の規制基準に適合しない振動を発生したとき	振動発生後速やかに	振動発生の状況
	振動の発生した日から30日以内	振動発生の状況及び講じた措置の詳細
十八 掘削バージ、湖沼等における掘採施設又は海洋掘採施設が船舟類又は障害物と衝突したとき	衝突後速やかに	衝突の状況
	衝突の発生した日から30日以内	衝突の状況及び講じた措置の詳細
十九 台風の接近等により危険な事態が生ずるおそれのため、掘削バージ又は海洋掘採施設から避難のために退去したとき	退去後速やかに	退去の状況
二十 海底、河底又は湖沼底の地下の坑内において、湧水に異常があったとき	異常発見後速やかに	異常の状況
	異常の発生した日から30日以内	異常の状況及び講じた措置の詳細
二十一 核原料物質又は核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき	盗取又は所在不明となった後速やかに	盗取又は所在不明の状況
	盗取又は所在不明となった日から10日以内	盗取又は所在不明の状況及び処置の詳細
二十二 核原料物質鉱山において、製錬施設の故障（製錬施設の使用に及ぼす支障が軽微なものを除く。）があったとき	故障発生後速やかに	故障の状況
	故障が発生した日から10日以内	故障の状況及び処置の詳細
二十三 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物が異常に漏えいしたとき	漏えい後速やかに	漏えいの状況
	漏えいが発生した日から10日以内	漏えいの状況及び処置の詳細
二十四 前3号に掲げるもののほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがあるとき	放射線障害の発生又は発生のおそれがあった後速やかに	放射線障害又はそのおそれの状況
	放射線障害が発生した日又は発生のおそれがあった日から10日以内	放射線障害の状況及び処置の詳細

様式第七（第46条第1項関係）

災 害 報 告					
鉱山名 (鉱 種)		()			
所在地 (電話)					
鉱業権者名					
保安統括者氏名					
災害発生年月日時(1)		年 月 日		時 分	
災害の種類					
災害発生箇所(2)					
罹災者	職種名	氏 名	年齢	罹災程度 (休業見込日数)	経験年月
					年 月
災害の概況					
災害の原因					
保安統括者又は保安管理者が本災害発生の前後にとった処置					
鉱業権者が本災害の発生前に講じていた保安を確保するための措置に対する評価					
鉱業権者が本災害に対してとった保安上の処置及び今後の対策					

年 月 日

中国四国産業保安監督部長 殿

鉱業権者名

印

- 備考(1) 災害発生年月日時は24時間制とすること。
 (2) 石炭坑に係る報告については災害発生箇所の欄に坑名を記入すること。
 (3) 説明図を添付すること。
 (4) 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 (5) 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

2. 災害月報の記載について

記載に当たっては、特に次の事項に注意して下さい。

- (1) 災害月報は、毎月20日現在により、前月分を記載し毎月末までに提出すること。
ただし、前月が無災害であれば、当月初めに提出すること。
(具体例) 3月分(3月1日～31日)の月報は、4月末までに提出する。
- (2) 休業日数は、翌月20日現在調べによる実際の休業日数によるものとし、21日以後については、20日現在の医師の診断による。
(具体例) 3月10日に休業見込み50日(罹災直後の診断結果)の重傷災害があった場合
 - ① 罹災者が4月17日まで休業し、4月18日から出勤したときは、休業日数は3月11日から4月17日までの38日となる。
 - ② 4月20日にまだ休業していれば、20日現在で改めて医師の診断を受け、今後の休業見込みを14日とされたときは、休業日数は、4月20日までの実休業日数41日に21日以後の見込み日数14日を加えた55日となる。
- (3) 月末鉱山労働者の記載においては、実人員(非常勤及び欠勤者も含む。)を記載のこと。
 - ・統括者等でやむを得ず、鉱山における巡回、勤務の日数が少なくなっている者でも、原則として実人員とすること。
 - ・2鉱山兼務の者については、一方の鉱山において本務とし実人員とすること。

3. 鉱山労働者となる請負作業者について

鉱山労働者と解する請負作業者の範囲は、次の作業に従事する者となります。

- (1) 坑内(地下施設を除く。)作業(坑外坑内にわたって作業し、坑内の一部に入ることが常態である作業を含む。)
- (2) 坑内(地下施設を除く。)作業以外の鉱物の掘採及びこれに伴う土地の掘削又は表土の除去
- (3) 坑内(地下施設を除く。)以外における試すい(坑外建設物の地盤調査等のための試すいを除く。)
- (4) 立坑の開削(立坑の開削と併せてやぐらを建設する場合は、やぐらの建設を含む。)
- (5) 石油鉱山におけるやぐらの建設及び解体
- (6) 坑外及び地下施設における鉱物(自家消費に係るものを除く。)の運搬(鉱山外にわたる場合を除く。)
- (7) 鉱山内における火薬類の運搬
- (8) 選鉱、選炭、製錬、碎鉱、か焼及び鉱物の乾燥
- (9) 捨石、鉱さい又は沈殿物の集積(集積と併せて捨石、鉱さい又は沈殿物を運搬する場合には、その運搬を含む。)並びに坑水及び廃水の処理
なお、「捨石、鉱さい又は沈殿物の集積」には、「捨石、鉱さい又は沈殿物を利用するかん止堤の築造の作業」を含む。
- (10) 鉱業廃棄物の運搬又は処分
- (11) 前各号の作業に主として従事している者が行う鉱山施設の維持、改造及び修理
なお、請負業者が施工する坑外施設の建設作業(捨石、鉱さい又は沈殿物を利用するかん止堤の築造の作業を除く。)は、鉱山保安法の適用はない。

4. 休閉山時の報告について

休（閉）山実施計画書

1. 鉱山名

2. 鉱業権者名

3. 休（閉）山に伴う作業工程

- (1) 坑内（坑外）掘採作業の休止予定期日
- (2) 選鉱、碎鉱、集積場休止予定期日
- (3) 坑内、坑外主要施設の撤収計画及び撤収終了予定期日
- (4) 解雇予定人員及びその予定期日
- (5) 休（閉）山予定期日

4. 危害及び鉱害防止計画

- (1) 坑口、露天掘、陥没箇所等の名称、位置、現状及び危害防止計画並びにその完成予定期日
- (2) 集積場（認可を要しないものも含む。）の名称、位置、集積場の種類、面積、高さ、法面傾斜、集積量、集積場整備計画及び完成予定期日
- (3) 坑廃水の廃水箇所の位置、水量、水質の状況、排出箇所の上流、下流の状況とその水量、水質、坑廃水の処理状況並びに処理方法及び完成予定期日
- (4) 保有毒劇物の名称、数量、その処理計画（保管方法も含む。）及び処理予定期日

5. 休（閉）山後の保安全管理計画

(1) 集積場

(イ) 鉱業権者が行う定期的巡視の回数及び時期

(ロ) 集積場管理者の選任（認可集積場を有する鉱山を主とするが、それ以外の鉱山はこれに準じ山番人等を記入のこと。）

(A) 管理者名、住所、略歴、電話番号 (B) 管理者が管理すべき事項の範囲

(C) 巡視頻度 (D) 鉱業権者に対する報告

(ハ) 降雨時、融雪時等の措置

(ニ) 応急の用具、材料及び措置

(ホ) 緊急時における地元との連絡体制

(ヘ) その他監督部長が必要と認めて特に指示した事項

(2) 坑廃水 上記集積場の項目に準ずる。

(3) 毒劇物 鉱山において保管している場合は、上記集積場(イ)(ロ)の項目に準ずるほか、紛失、盗難等の場合の処置について項目を設けて記載すること。

6. 添付図面

- (1) 最終保安図
- (2) 坑内外対照図
- (3) 坑口閉塞、露天掘、陥没箇所等危害防止計画（平面・断面）
- (4) 集積場整備計画図
- (5) 坑廃水処理計画図
- (6) その他必要